

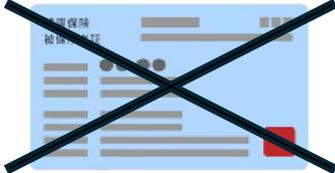
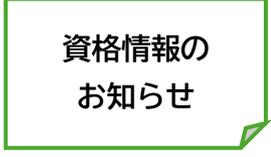
医療保険の資格情報が確認できる資料の種類と提出範囲

現行の健康保険証は令和7年12月2日から利用が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みになりました。

次のうち、「マイナンバーカード」又は「①～④のいずれか1点」の提出が必要となります。

また、加入している医療保険により誰のものを提出するかが異なりますので、下表【保険種別ごとの提出範囲】をご確認の上、ご準備ください。

郵送の場合はコピーをご提出ください。

マイナンバーカード ※	健康保険証
 <p>既に提出済み、かつマイナンバーに変更がない方は提示不要。(郵便の場合は表裏をコピー)</p>	 <p>令和7年12月2日から、使用できなくなりました。</p>
① 資格情報のお知らせ	② 資格確認書
 <p>資格情報のお知らせ</p>	 <p>資格確認書</p>
③ 資格確認情報のダウンロード画面	④ 資格情報確認画面の提示
  <p>マイナポータルの資格情報画面をダウンロードしてプリントアウトしたもの</p>	 <p>窓口でマイナポータルの資格情報画面を提示</p>

※マイナンバーを利用した情報連携(行政機関等同士の間での専用ネットワークによる情報のやりとり)により資格情報の確認を行うことで資料の提出を省略することができます。ただし、情報の確認に時間を要することがあります。また、何らかの事情等により情報が取得できない場合もあり、後日①～④のいずれかの提出を求められることがあります。

【保険種別ごとの提出範囲】

保険種別 (保険者名称)	加入医療保険の資格情報が確認できる書類の提出範囲
国保 (〇〇市、〇〇町 等)	同じ住民票上の世帯の方全員分(別保険の方を含む) ・受付日時点で、75歳以上の方の分は省略できます ・中学生以下で収入がない方の分は省略できます
国保組合 (〇〇国民健康保険組合)	
後期高齢 (〇〇後期高齢者医療広域連合)	同じ住民票上の世帯の方全員分(別保険の方を含む) ・受付日時点で、64歳以下の方の分は省略できます ・受付日時点で、75歳以上の方の分は省略できます(患者本人分は必要)
被用者保険 (全国健康保険協会〇〇支部 〇〇健康保険組合 〇〇共済組合 等)	患者本人分 ・患者本人が被扶養者(家族)で、確認書類に被保険者氏名の記載がない場合、 被保険者分も必要 です